

和文要旨

論文題目「中部ジャワ時代の社会と王—9世紀から10世紀初めの古ジャワ語刻文からの考察」

山崎美保

本稿は、9世紀から10世紀初めのジャワの社会構造を明らかにし、その社会における王（王権）とはどのような存在であったのかを、古ジャワ語刻文に基づき考察するものである。

ジャワの古代史は、その政治の中心地の所在によって、大きく二つの時代に区分される。一つは中部ジャワにその中心があった中部ジャワ時代（7世紀頃から928/929年まで）、もう一つは東部にその中心があった東部ジャワ時代（929年から16世紀初め）である。本稿が対象とする9世紀から10世紀初めは中部ジャワ時代にあたる。

中部ジャワ時代を含め、ジャワの古代史はオランダ時代から多くの研究が行われている。ジャワ古代史の一次史料である刻文研究が盛んに行われ、それらの研究に基づき歴史が構築されてきた。クロムの *Hindoe-Javaansche geschiedenis* [Krom 1931] は刻文や漢籍などに基づいて編まれたジャワ古代史研究の大著である。しかし、刻文史料の新たな発見や刻文年代の修正によって、再検討が必要である。これが本稿の目的の一つである。

そしてもう一つの目的は「王朝」を土台とした議論への批判である。古代ジャワの歴史研究においては、長年にわたり「王朝」の存在を前提とした議論が多くなされてきた。古代ジャワの王朝研究では、大きく分けて単一王朝説、二王朝説、複数王朝説がある。しかし、これらの説で議論される諸「王朝」のうち、刻文において実際にその家系を名乗っているのはシャイレンドラ王家 *Śailendravamśa* のみである。これらの王朝議論の多くは、刻文に記された諸王をそれぞれの王朝に属する王とみなし考察を行っているところに問題がある。

そして、1983年に、バリトゥン *Balitung* 王（在位898～910年頃）以前の諸王をその即位年とともに記したワヌア・トゥンガ *Wanua Tengahan III* 刻文が発見されたことで、従来の王朝の見解の再考が促された。しかし、この刻文に基づいて再検討された代表的な研究にも問題点がある。それは、このワヌア・トゥンガ *III* 刻文に記された諸王に血縁関係があるものとして議論していることである。実際に、この刻文には諸王間の血縁関係は記されていない。この刻文が発見されて以降の再検討によって、従来の単一王朝説、二王朝説の問題点も多く指摘された。しかし、単一王朝説、二王朝説、複数王朝説は、それぞれの立場で刻文を解釈し、結局のところ、従来の王朝の議論は改訂を加えられ、現在まで続いている。

そもそも古ジャワ語刻文の内容の大半はシーマ *sīma* 定立、つまりシーマと呼ばれる不輸不入地の設定に関するものであって、王や高官の血縁関係が記されるのは稀であり、王と前王の血縁関係が述べられることはない。また、本稿の考察対象の時期について記す『新

唐書』などの漢籍資料においても同様に、王の血縁関係は記されない。刻文や漢籍の記述によって、中部ジャワ時代の王朝を論じることには限界がある。また、現在利用できる史料だけでは、刻文に記されるある人物を他の人物と同定しようとする試みはすべて失敗に終わるだろう。こうした上記の理由により、本稿では王朝を中心に据えての議論は行わない。すべての王をある王朝に収斂して語ると、刻文に記された王を含む有力者を王朝の枠組みの中でのみ議論することになり、これら有力者の自立的な動きや彼らの社会への影響力を過少評価してしまうことになる。しかしながら、刻文の記述から当時の王の統治や彼を取り巻く社会状況、社会構造を読み解くことで、当時の社会における王（王権）の位相を明らかにすることはできる。本稿では、王朝を枠組みとする歴史ではなく、王の統治の実態を考察することを通して、当時の社会構造と王のあり方を明らかにすることを目指す。したがって、この考察の中では、刻文で「ratu（王）」や「śrī mahārāja」（大王）と記される者以外の有力者についても検討し、彼らの社会的立場を明らかにする。

本稿では、中部ジャワ時代の社会と王（王権）のあり方を明らかにするために、まず第1章において、先行研究の問題点（第1節）、史料となる古ジャワ語刻文の特徴・内容（第2節）について概観した。第2章では、刻文史料に基づいた、当時のジャワの社会構造の大枠の把握を目指し、中部ジャワ時代の社会における王、領主／高官、民衆（村人）、そして寺院について明らかにした。刻文に基づくと、王や高官がいる王宮、高官ら地方領主のワトック、それに属す村々という三つの領域がみえてくる。王や高官たちを村と結び付けていたのは、税や賦役、そして寺院（宗教）であった。稀に、王や高官に対する村人からの請願も刻文には記されるが、これらも土地の測量、ひいては税に関係していた。一方で、地方領主と彼の領地である村とのつながりは、税や賦役、寺院だけでなく、地方領主による住民たちにかかわる問題の解決があった。続く第3章では、シーマ定立について、その内容、それに伴う規定、その経済的・政治的意義について分析し、王の統治にとってのシーマ定立の重要性を考察した。王にとってシーマ定立は、王の宗教的地位を高めるだけでなく、高官／領主や寺院を制御するため、民衆に経済的・宗教的な恩恵（交易の活発化、公共事業や救済など）を与えるため、村の生産力を向上させるための手段として、そして臣下への褒賞の手段として、機能していたことを明らかにした。そして第4章では、ワヌア・トゥンガ III 刻文に記された王を中心に、特に刻文の数が多いカユワンギ Kayuwani 王時代（在位 855～885 年）、バリトゥン王時代に焦点をあて、中部ジャワ時代の王の統治を考察した。カユワンギ王以前には、ワヌア・トゥンガ III 刻文で記された諸王以外にも、有力者が存在し、それぞれの領域で権威を揮っていた。カユワンギ王時代から、徐々に王権が強化され、地方の有力者たちが統治に組み込まれた。しかし、カユワンギ王統治の晩年には、王家内での争いがあったことが示唆され、カユワンギ王が退位した数年後には「王位の空白期」があった。そしてバリトゥン王時代に入っても、依然として王権を強化する必要があり、彼は様々な手段を用いて、王権を強化していった。彼は自らが発布した刻文で、歴代の王よりも自身の力が秀でていることを宣言した。バリトゥン王に続くダクシャ Dakṣa

(在位 910 年頃～915 年頃) は、バリトゥン王時代の有力な高官であり、バリトゥン王からその王位を平和裏に継承した。しかし、ダクシャの次に王として刻文に名が記されるトゥロドン Tulodong (在位 919 年頃) は、ダクシャの王宮から出た王ではなく、ダクシャとトゥロドンの連続性は低い。トゥロドン王以降の状況は不明な点が多いが、高官の記述がない、ワギーシュワラ Wagīswara という (おそらくすでに死去した) 王の刻文が発布され、また次に王として名の記されるワワ Wawa 王 (在位 928 年頃) の即位が戦いによって勝ち取られた可能性があることから、この時代も王権の不安定な状態であったことが示唆される。しかし、シーマ定立の規則に違反する者に対する呪詛の文言の使用を見るに、カユワング、バリトゥン、ダクシャ、ワワ、シンドク Sindok (在位 929 年～948 年頃) の諸王たちはマタラム Mataram という国を統治しているとの共通の認識を持っていたといえる。そしてこの第 4 章では、王位の継承は、血縁によるものではなく、王自らの力に基づいていたのではないかという仮説が導き出された。続く第 5 章では、現在までに議論された国家モデルを取り上げながら、中部ジャワ時代の王とはどのような存在であったのか、中部ジャワ時代の王 (王権) について考察した。クリスティは、「多数クラトン説」や「マンダラ論」などの国家モデルのどれも、初期のジャワ (8 世紀から 13 世紀頃) には当てはまらないと結論づけた。しかし、確固たる王位継承システムの不在、王の中心地の移動はマンダラ論の指摘する王のあり方に近い。ただし、マンダラ論で指摘される王の宗教的側面、例えば、王を他と差別化する王都での儀礼や、シヴァの権威に基づいた師としての王[Wolters 1999: 29-31]は、中部ジャワ時代には確認できない。王の称号にヒンドゥー教の神格名が含まれることはあるが、王を神聖視し儀礼的に統制していた証拠は見られない。むしろ、王の統治は税徴収を基盤とし、公共事業的性格を持つ王の恩恵に基づいて、政治的に統制されていたといえる。

以上の考察から、次のように結論付けることができる。中部ジャワ時代の王の資質はその血縁にあるのではなく、他の有力者を服従させる力にあった。かくして、カユワング、バリトゥン、シンドクといった有能な王は支配 (中央権力) を安定させ強化することができたが、それは一代限りあるいはせいぜい二代限り (バリトゥン王とダクシャ王) であった。そして、王は従来単一王朝説や二王朝説で考えられていたように、王朝 (王統) に属していたのではなく、領主たちの中で有力な者が王となって統治を行った。